

特定事業（愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年6月14日付け（令和元年9月27日付け一部変更）で特定事業として選定した愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和2年3月5日

愛知県知事 大村 秀章

1（4）「事業目的」の文中「低廉で良質な住棟へ建替を行うとともに、住棟の集約化により創出された活用用地に地域ニーズに応じた施設導入を図る」を「、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした低廉で良質な住棟へ建替を行うことを目指しています。また、それとともに、住棟の集約化により創出された用地においては、生活支援施設の導入を図る」に、「建替住棟等を整備するとともに、用地活用企業が地域に必要とされる民間施設等」を「低廉で良質な建替住棟等を整備するとともに、生活支援施設等整備企業が地域に必要とされる生活支援施設等」に改める。

1（5）「ア 事業方式」の文中「用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行う」を「生活支援施設等整備企業が生活支援施設等の整備、及び、提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を行う」に改める。

1（5）（イ）の項の次に次のように加える。

（ウ）生活支援施設等

・生活支援施設等

1（5）「ウ 事業範囲」に後段として「付帯事業（用地活用業務）を行わない場合は（エ）を除くものとします。」を加える。

1（5）ウ「（ア）事業計画の策定に関する業務」の文中「建替住棟等及び民間施設等」を「建替住棟等、生活支援施設等及び民間施設等」に改める。

1（5）「ウ 事業範囲」の（ウ）を（エ）に改め、（イ）の項の次に次のように加える。

（ウ）生活支援施設等整備業務（付帯事業）

生活支援施設等整備企業は、自らの事業として生活支援施設等の整備及び運営を行います。

県から活用用地を取得する場合、活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行います。その際、土地の売買については県と生活支援施設等整備企業との間で別途売買契約を取り交わすこととします。

なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとします。具体的な生活支援施設等整備業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとします。

また、県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、運営を行います。
この場合、生活支援施設等整備企業が整備に係る費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する使用料等を負担することとします。

1 (6) 「ア 事業契約の締結」の文中「令和2年3月」を「令和2年7月」に改める。

1 (6) 「イ 事業期間」の文中「令和2年3月から令和5年12月まで」を「令和2年7月から令和6年1月まで」に改める。

1 (6) 「ウ 活用用地の譲渡時期」の文中「活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、県との協議によるものとします。」の前に「付帯事業において活用用地を取得しない場合を除き、」を加える。

1 (7) ア (ア) の文中「令和元年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高部分」を「令和2年度以降、各年度末の他、各年度内において2回を上限とし、その出来高部分」に改める。

1 (7) ア (イ) の文中「aからcまで」を「aからeまで」に、「a 建替住棟等の基本設計及び実施設計」を「a 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務」に、「b 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の取得」を「b 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務」に、「c 建替住棟の整備」を「c 建替住棟の整備に関する業務」に改め、cの次に「d 建替集会所の整備に関する業務」及び「e 既存住棟等の解体撤去に関する業務」を加える。

1 (7) 「イ 事業者の負担」の (イ) を (ウ) に改め、(ア) の項の次に次のように加える。

(イ) 生活支援施設等整備企業は、県から活用用地を取得する場合は、自らが提案した活用用地の売買契約を県と締結後、速やかに契約保証金を県へ支払うこととし、土地譲渡までに残額を一括して支払うこととします。一方、県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、当該整備費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する使用料等を負担します。

2 (2) 「ウ 評価結果」の文中「約13.3%」を「約11.4%」に改める。

2 (4) 「総合評価」の文中「約13.3%」を「約11.4%」に改める。